

くまがわ
久万川地区 活性化計画

愛媛県
愛媛県久万高原町

平成22年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	久万川地区活性化計画						
都道府県名	愛媛県	市町村名	久万高原町	地区名	大井手、東明神本組、樅の木	計画期間	平成22年度～平成25年度

目 標 :

農業生産基盤の整備や既存農業用施設の保全整備を実施するとともに、消費者ニーズを反映した環境にやさしい農業を展開し、農地の持続的な保全と地域の活性化を推進することにより、地域住民の定着を図ることを目指していく。

具体的な数値目標としては、H12からH17の△10.1%（407戸→366戸）に対しH17からH21には△38.8%（366戸→224戸）と急激に拡大している農家戸数の減少率を、農業従事者の定住化を図ることにより、H21からH25において△38.8%以上に増加させないことを目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

計画地区は久万高原町西部の町中心部に位置し、皿ヶ嶺連峰に源を発した一級河川久万川が縦走し、その兩岸に耕地が広がっており、新緑・紅葉・雪景色と四季折々の美しい自然にあふれる山村地域となっている。地域の主産業は農林業であり、水稻・夏秋野菜等の栽培が盛んに行われている。

特に夏秋野菜については、地域の気象・地形条件を活かした高冷地野菜のトマトやピーマンの栽培が盛んに行われ関西市場では高い評価を得ている。また、早くから環境保全型農業を実践し、水稻の減農薬栽培やトマト・ピーマンについては、「有機農産物及び特別栽培農産物にかかる表示ガイドライン」に基づく認証を受け産地を形成している。

しかし、近年の農産物価格の低迷や過疎化・農家の高齢化の進行による農業労働力不足など、農業を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

現状と課題

本地区は急峻な地形条件のもと、水稻と高冷地野菜の栽培を中心として農業を営んでいるが、立地条件の厳しさと過疎化・高齢化の進行にともない、農業従事者の高齢化や担い手不足がすすみ、遊休農地の増大や労働力不足による農業生産力の低下、農業用施設の粗放化、更には地域コミュニティの崩壊が懸念されている。

このため、農業経営の安定と所得向上を図るとともに、担い手の確保や農地・農業用施設の保全対策を推進し、地域の活性化を図っていくことが緊要な課題となっている。

今後の展開方向等

- ①環境保全型農業の推進による、農業所得の向上と自然環境の保全
- ②農業生産基盤の整備による、担い手農家の確保と農業生産の低コスト化
- ③既存農業用施設の再整備による、農地・農業用施設の維持保全

これらの施策を実施し地域の活性化を推進することにより、農業従事者の定住化を図り農家戸数の減少率低下を目標とする。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
久万高原町	大井手地区	基盤整備(農業用排水施設)	久万高原町	有	イ	
久万高原町	東明神本組地区	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	〃	有	ニ	
久万高原町	縦の木地区	農地等補完保全整備(小規模農林地等保全整備)	〃	有	ニ	
久万高原町	久万高原	中山間地域総合整備事業	愛媛県	無	イ	実施期間H20~H26

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

久万川地区(愛媛県久万高原町)	区域面積	4,255ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の総面積4,255.0haのうち農林地面積は3,962.3haで約93%を占め、就業人口のうち約16%が農業従事者となっており、農林業が主産業となっている区域である。		
②法第3条第2号関係： 本区域内の総人口（H19 1,745人→H21 1,679人）は減少傾向を続け、また農業従事者の高齢化傾向は深刻（農家の高齢化率は49.7%：農林業センサス2005）であることから、活性化のために定住促進を図ることが必要不可欠な区域である。また、本区域は久万高原町総合計画の中で、農業従事者以外の人々へ広く農地を提供し、後継者や農業支援者の育成に努める農業生産ゾーンに設定されている。		
③法第3条第3号関係： 当該計画区域からは市街化区域を除外しており、市街地を形成している区域を含んでいない。		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画終了翌年度に、愛媛県農地整備課及び久万高原町建設課において、計画区域内の農家戸数の減少率の状況を「久万高原町農業委員会選挙人登録者数調べ」等のデータを用いて検証する。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
えひめけん 愛媛県(代表)	平成22年度～平成25年度
くまこうげんちょう 久万高原町	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農地整備課	089-941-2111	089-921-9579	nouchiseibi@pref.ehime.jp
久万高原町建設課	0892-21-1111	0892-21-2860	nishimori-minoru@kumakogen.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	(大井手地区)	増加率等の算出
	増加率等	
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	13.2 ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され 機能が確保された農地の面積(ha)
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
<p>本地区は急峻な地形条件のもと、水稲と高冷地野菜の栽培を中心として農業を営んでいるが、立地条件の厳しさと過疎化・高齢化の進行にともない、農業従事者の高齢化や担い手不足が進み、遊休農地の増大や労働力不足による農業生産力の低下とともに、農業用排水施設の老朽化が課題となっている。</p> <p>このため、老朽化の著しい水門の再整備を実施することで、担い手の確保や農地・農業用施設を維持保全し、地域の活性化を図ることが期待される。</p> <p>よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。</p>		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	(東明神本組地区)	増加率等	増加率等の算出
	増加率等		
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保		4.8 ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に小規模農林地等保全整備により整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)
事業活用活性化計画目標の設定根拠 本地区は急峻な地形条件のもと、水稻と高冷地野菜の栽培を中心として農業を営んでいるが、立地条件の厳しさと過疎化・高齢化の進行にともない、農業従事者の高齢化や担い手不足が進み、遊休農地の増大や労働力不足による農業生産力の低下しているとともに、農業用施設の老朽化が進んでいる。 このため、農道の再整備を実施することで、すでにブランド化しているトマトやピーマンの品質向上を図るとともに、管理が容易な耐久性畦畔や湧水排除のための裏溝の整備を行うことにより、担い手の確保や農地を維持保全し、地域の活性化を図ることが期待される。 よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。 $\text{農道整備}(A=4.8\text{ha}) + \text{耐久性畦畔・湧水処理}(A=2.3\text{ha}) - \text{重複面積}(A=2.3\text{ha}) = \text{受益面積}(A=4.8\text{ha})$			
事業活用活性化計画目標	(縦の木地区)	増加率等	増加率等の算出
	増加率等		
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保		5.2 ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に小規模農林地等保全整備により整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)
事業活用活性化計画目標の設定根拠 本地区は急峻な地形条件のもと、水稻と高冷地野菜の栽培を中心として農業を営んでいるが、立地条件の厳しさと過疎化・高齢化の進行にともない、農業従事者の高齢化や担い手不足が進み、遊休農地の増大や労働力不足による農業生産力の低下しているとともに、農業用施設の老朽化が進んでいる。 このため、老朽化の著しい農業用排水施設や農道の再整備を実施することで、すでにブランド化している清流米やトマト、ピーマンの安定した生産の確保及び品質向上を図るとともに、管理が容易な耐久性畦畔や湧水排除のための裏溝の整備を行うことにより、担い手の確保や農地を維持保全し、地域の活性化を図ることが期待される。 よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。 $\text{農用排水施設}(A=2.4\text{ha}) + \text{農道整備}(A=2.7\text{ha}) + \text{耐久性畦畔・湧水処理}(A=1.2\text{ha}) - \text{重複面積}(A=1.1\text{ha}) = \text{受益面積}(A=5.2\text{ha})$			

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農業用排水施設	大井手地区	水門の改修	N=4基	H22~H23	久万高原町	18,000	9,900	55%	9,900	地域の幹線水路である仰西渠と仰西井手に設けられた、4基の老朽化した水門を整備することにより、農業用水の供給機能が確保され、地域の特徴を活かした高冷地野菜の栽培や、環境保全型農業の推進のための水需要の変化に対応した安定的な農業用水の供給が可能となり、優良農地と農業用施設の維持保全が図られることから、地域の活性化と定住の促進に資するものである。
小規模農林地等 保全整備	東明神本組地区	農道舗装	N=10路線 (L=1230m)	H23~H24	久万高原町	23,000	12,650	55%	12,650	農道は未舗装で、久万高原特産のトマトや高齢者に扱いやすいピーマンの品質に悪影響を及ぼしており、農業収入の減少や後継者の流出等地域活力の低下を招いている。農道舗装により農作物の運搬機能が確保され、高品質で安定した農産物の確保が可能となり、地域ブランド力や農業所得の向上により定住の促進が図られる。
		耐久性畦畔 湧水処理	N=22箇所 (L=1400m) N=8箇所 (L=320m)	H23~H24	久万高原町	14,000	7,700	55%	7,700	高齢農家にとっては高い畦畔沿いの畦塗作業や草刈り作業、溝掘り作業は肉体的、精神的負担となり、また湧水により作業効率の悪化を招いていることから、耕作継続を断念し、耕作放棄地が増加する大きな要因にもなっている。これらの要因を取り除くことにより農地・農業用施設の維持保全機能が確保され、担い手の確保や農地の持続性が向上し、地域の活性化と定住の促進を図ることが期待される。 また、本地区においては、山間地域の農地が有する水源涵養などの多面的機能の維持と、都市住民に対し癒しの空間を提供することを目的に、棚田の景観保全や畦畔、土羽を活用した景観植物、樹木の定植を進め、本事業の実施と併せ、都市住民との交流、地区住民の連帯感の醸成を図ることも可能となる。
小規模農林地等 保全整備	縦の木地区	水路の改修	N=3路線 (L=340m)	H23~H24	久万高原町	22,000	12,100	55%	12,100	未改修の用排水路は、長年の雨水等により相当傷んでおり、補修に多大な労力を費やすと共に安定的な農業用水の確保が懸念されており、これを改修することにより農業用水の供給、排水機能が確保され、安定的な農業用水の供給が可能となり、優良農地と農業用施設の維持保全が図られることから、地域の活性化と定住の促進に資するものである。
		農道舗装	N=3路線 (L=280m)	H23~H24	久万高原町	8,000	4,400	55%	4,400	農道は未舗装で、久万高原特産のトマトや高齢者に扱いやすいピーマンの品質に悪影響を及ぼしており、農業収入の減少や後継者の流出等地域活力の低下を招いている。農道舗装により農作物の運搬機能が確保され、高品質で安定した農産物の確保が可能となり、地域ブランド力や農業所得の向上により定住の促進が図られる。
		耐久性畦畔 湧水処理	N=18箇所 (L=850m) N=7箇所 (L=270m)	H23~H24	久万高原町	10,000	5,500	55%	5,500	高齢農家にとっては高い畦畔沿いの畦塗作業や草刈り作業、溝掘り作業は肉体的、精神的負担となり、また湧水により作業効率の悪化を招いていることから、耕作継続を断念し、耕作放棄地が増加する大きな要因にもなっている。これらの要因を取り除くことにより農地・農業用施設の維持保全機能が確保され、担い手の確保や農地の持続性が向上し、地域の活性化と定住の促進を図ることが期待される。 また、本地区においては、山間地域の農地が有する水源涵養などの多面的機能の維持と、都市住民に対し癒しの空間を提供することを目的に、棚田の景観保全や畦畔、土羽を活用した景観植物、樹木の定植を進め、本事業の実施と併せ、都市住民との交流、地区住民の連帯感の醸成を図ることも可能となる。
合計					95,000	52,250		52,250		

(参考様式3) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画

事業別内容	内訳	計画の提出年度	新規・変更の別 1 変更: 2	都道府県 都道府県名	都道府県 コード (地方公 共団体 コード番 号(総務 省))	計画主体 計画主体名	計画主体 コード (地方公 共団体 コード番 号(総務 省))	計画 番号	ハード事 業、ソフト 事業の別 ハード:1 ソフト:2	整理コード	市町村名	地区名	備 考	
														事業費(ハード)
事業別内容	内訳	H22		愛媛県	380008	愛媛県 久万高原町	380008	1	1	1	久万高原町	大井手		
		H22		愛媛県	380008	愛媛県 久万高原町	380008	1	1	2	久万高原町	東明神本組		
		H22		愛媛県	380008	愛媛県 久万高原町	380008	1	1	3	久万高原町	樫の木		
											4			
											5			
											6			
											7			
											8			
											9			
											10			
											11			
											12			
											13			
											14			
	合計(F)	H22		愛媛県	380008	愛媛県 久万高原町	380008	1		999				
事業活用活性化計画目標等		H22		愛媛県	380008	愛媛県 久万高原町	380008	1		1001				
		H22		愛媛県	380008	愛媛県 久万高原町	380008	1		1002				
		H22		愛媛県	380008	愛媛県 久万高原町	380008	1		1003				
										1004				
										1005				
										1006				
①事業費計(=(F))		H22		愛媛県	380008	愛媛県 久万高原町	380008	1		2001				
	②ハード事業	H22		愛媛県	380008	愛媛県 久万高原町	380008	1	1	2002				
		創意工夫発揮事業							1	2003				
		附帯事業							1	2004				
	③ソフト事業								2	2005				
		創意工夫発揮事業							2	2006				
④市町村等附帯事務費		H22		愛媛県	380008	愛媛県 久万高原町	380008	1	1	2007				
⑤都道府県等附帯事務費		H22		愛媛県	380008	愛媛県 久万高原町	380008	1	1	2008				
総合計(①+④+⑤)		H22	1	愛媛県	380008	愛媛県 久万高原町	380008	1		2009				
	うちハード事業(②+④+⑤)	H22		愛媛県	380008	愛媛県 久万高原町	380008	1	1	2010				
	うちソフト事業(③)								2	2011				
共同で計画作成を行う場合の内訳	事業費(ハード)								1					
	市町村等附帯事務費								1					
	事業費(ソフト)								2					
	事業費(ハード)								1					
	都道府県等附帯事務費								1					
	事業費(ソフト)								2					

注:記入に当たっては農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要(参考様式1)のIVの記入要領によること。

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	愛媛県 愛媛県久万高原町	
計画期間 実施期間	平成22年度～平成25年度 平成22年度～平成24年度	総事業費(交付金) 95,000千円(52,250千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	過疎高齢化が著しく進行している地域であり、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保や維持保全、また環境保全型農業の定着により、既にブランド化している久万清流米やトマトの生産拡大並びに品質向上を図ることによって安定した農業経営を確保し、農林業が健全に展開され、地域が活性化し、定住化を図ることにより農家戸数の減少率を増加させないことを目指しており、法及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	久万高原町建設計画、土地改良事業計画、県および町の過疎地域自立方針等との整合が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	受益者組合、仰西久万水利組合・椛の木水利組合、地域住民が組織する自治会、面河川漁協等に事業概要を説明し、合意形成されている。
事業の推進体制は確立されているか	○	大井手地区は、仰西久万水利組合に大井手改修委員会を設置し、推進体制は整っている。また、東明神・椛の木地区についても、受益者組合を結成し、事業の推進に当たっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農業用排水施設の整備(水門改修、水路改修)や農道舗装、耐久性畦畔および湧水処理の整備により定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保を図り、地域が目指す「環境保全型農業」と「ブランド化」が推進され、農家戸数の減少率を増加させないことで定住の促進が図られることから、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画している3地区の実施期間をH22～H24の3ヶ年とし、実施効果発揮の猶予期間の1年を考慮して計画期間を4年としており、適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付要望額 = 52,250千円 交付限度額 = 95,000千円 × 交付額算定交付率55% = 52,250千円であり、範囲内である。

2 個別事業について (大井手地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)により、水門(鋼製ゲート)40年、鉄筋コンクリート水路40年、2次製品水路30年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果算定要領及び、土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	土地改良の効果算定マニュアルに基づく算定により、総費用総便益比=1.26>1.0
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別7の事業主体(町)と、事業メニュー①の事業内容の要件である受益面積が5ha以上(13.2ha)を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	久万高原町が施工し、仰西久万水利組合が農地・農業用施設の持続的な維持保全活動を行うため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	水門(ゲート)改修に付帯する護岸工事については、ブロック積等で整備せず、在石を流用した練石積護岸を採用するなど、コスト削減に努めている。また、河川の改修計画がある区間については、十分な調整・協議を行い、コスト削減を図って行くこととしている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附帯施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品を交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	水門及び水路については、更新整備であるため現況施設敷内で整備する方針であるが、用地の確保が必要な場合は適切に交渉を進め用地を確保する予定である。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	久万高原町において、起債の活用による資金調達計画及び償還計画について、検討・調整を行っており、予算措置は適正に行われている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	農業用排水施設については、仰西久万水利組合において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理・運営を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行等の予定はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

2 個別事業について (東明神本組地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)により、アスファルト舗装10年、コンクリート舗装15年、コンクリート畦畔40年、コンクリート水路30年(湧水処理)である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果算定要領及び、土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	土地改良の効果算定マニュアルに基づく算定により、総費用総便益比 = 1.28 > 1.0 (農道舗装 : 1.05 農地保全 : 1.78)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別24の事業主体(町)と、事業メニュー(57)の事業内容の要件である以下の要件を満たしている。 ・五法指定地域等(山村、過疎、特農)であり、勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占め、各工種の合計の受益面積は1ha以上(4.8ha)である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	久万高原町が施工し、集落(本組上、本組下)が農地・農業用施設の持続的な維持保全活動を行うため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	舗装工や資材運搬工について、比較設計等により経済的な工法を検討するなどコスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附帯施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品を交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	更新整備であるため現況施設敷内で整備する方針であるが、用地の確保が必要な場合は適切に交渉を進め用地を確保する予定である。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	久万高原町において、起債の活用による資金調達計画及び償還計画について、検討・調整を行っており、予算措置は適正に行われている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	農道及び農地保全施設については受益者組合が中心となって管理していく。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行等の予定はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

2 個別事業について (縦の木地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)により、アスファルト舗装10年、コンクリート舗装15年、コンクリート畦畔40年、コンクリート水路30年(湧水処理含む)である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果算定要領及び、土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	土地改良の効果算定マニュアルに基づく算定により、総費用総便益比 = 1.27 > 1.0 (農業用排水 : 1.20 農道舗装 : 1.28 農地保全 : 1.43)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別24の事業主体(町)と、事業メニュー(57)の事業内容の要件である以下の要件を満たしている。 ・五法指定地域等(山村、過疎、特農)であり、勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占め、各工種の合計の受益面積は1ha以上(5.2ha)である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	久万高原町が施工し、縦の木水利組合と集落(縦の木)が農地・農業用施設の持続的な維持保全活動を行うため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	

事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	舗装工や資材運搬工、急傾斜を流下する水路工について、比較設計等により経済的な工法を検討するなどコスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附帯施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品を交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	更新整備であるため現況施設敷内で整備する方針であるが、用地の確保が必要な場合は適切に交渉を進め用地を確保する予定である。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	久万高原町において、起債の活用による資金調達計画及び償還計画について、検討・調整を行っており、予算措置は適正に行われている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	農業用排水施設については、椋の木水利組合において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理・運営を行う。また、その他の工種についても受益者組合が中心となって管理していく。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行等の予定はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。